

諮問日：令和6年5月22日（令和6年度（個）諮問第2号）

答申日：令和6年11月22日（令和6年度（個）答申第6号）

件名：東京高等裁判所における申出人が特定期間に同裁判所に提出した意見書に関する文書に記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「私が本年提出した、私の意見書に関する文書（1年間）」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、別紙記載1及び2の文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が令和6年3月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち、「苦情申出人から問合せがあった場合には、別添の通り対応することとしたい」と記載された箇所の後の不開示部分については、申出人本人への対応予定の内容が記載されているのだから開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、本件対象文書のうち、「苦情申出人から問合せがあった場合には、別添の通り対応することとしたい」と記載された箇所の後の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）について、同人への対応予定の内容が記載されているのだから開示すべきであると主張する。

この点について、本件不開示部分には、苦情申出人から提出された投書につ

いて、同人から問合せがあった場合の対応案が記載されているところ、その記載内容は、同人からの問合せに備えてあらかじめ組織として共通の理解に基づく対応の考え方や手順等の方針を定めたものであり、個別具体的な事案に応じて作成するもので、対応の相手方である申出人に対して明らかにする性質のものではない。

この情報を開示すると、投書に対する具体的な内部検討過程等が明らかになり、投書への対応に関する事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることから、本件不開示部分は個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）78条1項7号に定める不開示情報に相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、苦情申出人から投書の提出を受けた東京高等裁判所が、同人からの問合せに備えて検討した対応の考え方や手順等の具体的な対応案が記載されているものと認められる。そして、最高裁判所事務総長は、投書提出者への対応案は、個別具体的な事案に応じて作成するもので、対応の相手方に対して明らかにする性質のものではなく、これらの情報を開示すると、投書に対する具体的な内部検討過程等が明らかになり、投書への対応に関する事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある旨説明するが、上記説明は不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分の記載は、法78条1項7号に定める不開示情報に相当するものと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法78条1項7号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙

- 1 令和4年5月6日付け「投書への対応について」と題する文書
- 2 令和4年5月16日付け「投書への対応について」と題する文書